

様式第2号

法人番号	
------	--

平成29年 月 日

大阪府教育長 様

設置者所在地

設置者名

代表者名

印

平成29年度大阪府私立高等学校等授業料支援  
補助金交付申請書

標記の補助金を次のとおり受けたいので、大阪府補助金  
交付規則第4条第1項及び大阪府私立高等学校等授業料支援  
補助金交付要綱第8条第1項の規定により申請します。

記

1 補助金交付申請額

金0円

担当部課名	
担当者	
電話番号	

## 2 総括表

設置者名		法人番号	
学校名		学校番号	

補助事業の目的及び内容	生徒の教育に係る経済的負担を軽減するため。
補助事業の経費の配分	全額を授業料の支援に要する経費に配分する。
補助事業の経費の使用方法	直接、授業料の支援に要する経費に充当する。
補助事業の完了の予定期日	平成30年3月31日
補助事業の効果	生徒の教育に係る経済的負担を軽減し、 生徒の就学を支援する。
授業料支援の方法	<input type="checkbox"/> 1 還付 その方法 <div style="border: 1px solid black; height: 80px; width: 100%;"></div> <input type="checkbox"/> 2 授業料と相殺 <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin-top: 10px;"></div> 学期分 <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin-top: 10px;"></div> 月分

【注記】

(1) 2以上の高等学校等を設置する設置者によっては学校別に作成すること。

3-1 授業料支援補助対象経費 集計表

設置者名	0	法人番号	0
学校名	0	学校番号	0

【通信制課程】(旧々制度) (就学支援金旧制度) ※平成22年度以前入学の者のみ記入すること

項目 年次	在学生徒数 (基準日時点) ①	①のうち、大阪府 内に住所を有する 者 ②	①のうち、就学支 援金の支給を受け る者 ③	③の生徒の 登録単位数 ④	授業料 (1単位あた り) (7)	7以外の 経常的納付金 (4)	授業料 [第3条第1項] 7+(4x3/74) (7)	標準授業料の 額 [指定要綱 第2条第3号] (1)	授業料の額 [第3条第2項] ウ≥I=I ウ<I=ウ (オ)	授業料支援補助対象			
										所得 区分	補助限度額	生徒数	補助金申請額 (F)
	人	人	人	単位	円/1単位	円/年間	円/人	円/人	円/人	A	円	人	円
1 年次										A	1,532	0	0
										B	2,814	0	0
										D	-	0	0
										1年次計		0	0
2 年次										A	1,532	0	0
										B	2,814	0	0
										D	-	0	0
										2年次計		0	0
3 年次										A	1,532	0	0
										B	2,814	0	0
										D	-	0	0
										3年次計		0	0
4 年次										A	1,532	0	0
										B	2,814	0	0
										D	-	0	0
										4年次計		0	0
合 計	0	0	0	0						A	1,532	0	0
										B	2,814	0	0
										D	-	0	0
										合計		0	0

【注記】

- (1) 「在学生徒数①」の欄には、基準日(毎年10月1日。ただし、卒業時期が9月30日である生徒については、卒業年度に限り9月30日)時点に在籍する生徒の数(休学中の生徒を含む。)を入力すること。
- (2) 「大阪府内に住所を有する者②」の欄には、「在学生徒数①」のうち、生徒及びその保護者等が大阪府内に住所を有する生徒の数を入力すること。
- (3) 「就学支援金の支給を受ける者③」の欄には、「在学生徒数①」のうち、当該年度において就学支援金の支給を受ける、又は、就学支援金を受けた生徒の数(当該年度1年間、継続して就学支援金の支給を停止している者は除く。)を入力すること。
- (4) 「授業料(7)」の欄には、学則等で「授業料」として表示する費用の額(年額)を入力すること。
- (5) 「7以外の経常的納付金(4)」の欄には、学則等で「授業料」として表示するもののほか、施設整備費、教育充実費その他名目の如何にかかわらず、原則、在籍する全ての生徒が一律に納付すべき費用(P.T.A会費等の設置者以外の者が管理する費用や、修学旅行積立金等の実費相当分に該当する費用は除く。)の額(年額)を入力すること。
- (6) 学科・コース等によって「授業料(1単位あたり)(7)」又は「7以外の経常的納付金(4)」の額が異なる場合は、額ごとに入力すること。

3-2 授業料支援補助対象経費算定表

設置者名	0	法人番号	0
学校名	0	学校番号	0

[通信制課程]

(旧々制度)(就学支援金旧制度)  
※平成22年度以前入学の者のみ記入すること

28年度のランクを入力  
(フルダウんか全角大文字)

29年度のランクを入力  
(フルダウんか全角大文字)

(単位:円)

連番	就学支援金 認定番号	年次 (1単位あ たり) (A)	単位数		授業料等					1単位あたりの補助限度額					支援補助金 限度額 (年間) L×B'	授業料の額 (第9条第2項) F≥G=C F<G=C	Fに係る給 付型奨学金 又は授業料 減免等の額	第6条第1 項に規定す る当該減免 額	当該年度に おいて受給 する就学支 援金の額	授業料の 実負担額 (M-(O)-(P))	補助金申請額 (R)≥(L)-(I) (R)<(L)-(M)	備考		
			登 録 単 位 数 (B)	補助対象 (30単位) (B')	年間授業料 [3-1(7)] A×B'(C)	施設整備費 等 (D)	生徒 在籍 期間 (E)	授 業 料 [表編第3条(1)] (C+D)×E/12 (F)	標準授業料 [指定要綱第2 条3] @10,032円×B' (G)	前々年度		前年度		補助限度額 [H×3/12+ I×9/12] (J)									転退学等 調 整 額 (K)	計 J+K (L)
			所得 区分 (H)	所得 区分 (I)	所得 区分 (J)	所得 区分 (K)	所得 区分 (L)	所得 区分 (M)	所得 区分 (N)	所得 区分 (O)	所得 区分 (P)	所得 区分 (Q)	所得 区分 (R)	所得 区分 (S)										
合	計	0	0	-	-	-	0	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

【注記】

- 行が不足する場合は、空白行【コピー】の上、【コピーしたセルの挿入】により行を追加すること。
- 「就学支援金認定番号」の欄には、「高等学校等就学支援金受給資格認定番号」を入力すること。
- 「単位数」の「登録単位数(B)」欄には、生徒の年間登録単位数を入力すること。なお、このとき、「補助対象(30単位)(B)」欄は、年間の補助対象単位数である30単位を上限に自動計算。
- 授業料等における「施設整備費等(D)」の欄には、「3-1 授業料支援補助対象経費集計表」の「A以外の経常的納付金(f)」の額(年間)を入力すること。
- 授業料等における「生徒在籍期間(E)」の欄には、平成29年度(H29.4.1-H30.3.31)の生徒の在籍期間(見込み)を入力すること。
- 1単位あたりの補助限度額の前々年度収入の「所得割額」の欄は、保護者等の「前々年度収入に基づく」市町村民税所得割額の合計を入力すること。
- 1単位あたりの補助限度額の前年度収入の「所得割額」の欄は、保護者等の「前年度収入に基づく」市町村民税所得割額の合計を入力すること。
- 転退学や休学等による就学支援金の受給状況の変化や、保護者等の離婚等による所得区分の変更に伴い、補助限度額の調整が必要な生徒は、「3-3 補助限度額調整額内訳」を作成すること。
- 「授業料(F)」の欄には、当該生徒に係る第3条第1項に規定する授業料の額を入力すること。なお、当該生徒が転退学や休学等をする場合や所得区分「D」に該当する場合は、当該月数分について月割計算(円未満に端数が生じる場合は、円未満切り捨て)により減額調整すること。(※自動計算)
- 「標準授業料の額(G)」の欄には、指定要綱第2条第3項に規定する標準授業料の年額(30単位を上限)を入力すること。なお、当該生徒が転退学や休学等をする場合や所得区分「D」に該当する場合は、当該月数分について月割計算(円未満に端数が生じる場合は、円未満切り捨て)により減額調整すること。(※自動計算)
- 「Fに係る給付型奨学金又は授業料減免等の額(O)」の欄には、生徒が納めるべき「授業料(F)」に対し、給付型奨学金又は授業料の減免等を実施している場合はその額を入力すること。なお、月割計算等により円未満に端数が生じる場合は、円未満を切り上げる。
- 「当該年度において受給する就学支援金の額(Q)」の欄には、当該年度において、生徒が受給する「就学支援金」の額を入力すること。
- 「備考」の欄には、転退学や休学等による就学支援金の受給状況の変化や、保護者等の離婚等による所得区分の変更がある場合には、その内容(理由及び日付など)を簡潔に入力すること。



3-1 授業料支援補助対象経費 集計表

設置者名	0	法人番号	0
学校名	0	学校番号	0

【通信制課程】(旧々制度) (就学支援金新制度) ※平成22年度以前入学の者のみ記入すること

項目 年次	在学生徒数 (基準日時点) ①	①のうち、大阪府 内に住所を有する 者 ②	①のうち、就学支 援金の支給を受け る者 ③	③の生徒の 登録単位数 ④	授 業 料 (1単位あた り) (7)	7以外の 経常的納付金 (4)	授業料 [第3条第1項] 7+(4x3/74) (7)	標準授業料の 額 [指定要綱 第2条第3号] (1)	授業料の額 [第3条第2項] ウ≥I=I ウ<I=ウ (オ)	授業料支援補助対象			
										所得 区分	補助限度額	生徒数	補助金申請額 (F)
	人	人	人	単位	円/1単位	円/年間	円/人	円/人	円/人		円	人	円
1 年 次										A	1,532	0	0
										B	2,814	0	0
										D	-	0	0
										1年次計		0	0
2 年 次										A	1,532	0	0
										B	2,814	0	0
										D	-	0	0
										2年次計		0	0
3 年 次										A	1,532	0	0
										B	2,814	0	0
										D	-	0	0
										3年次計		0	0
4 年 次										A	1,532	0	0
										B	2,814	0	0
										D	-	0	0
										4年次計		0	0
合 計	0	0	0	0						A	1,532	0	0
										B	2,814	0	0
										D	-	0	0
										合 計		0	0

【注記】

- (1) 「在学生徒数①」の欄には、基準日(毎年10月1日。ただし、卒業時期が9月30日である生徒については、卒業年度に限り9月30日)時点に在籍する生徒の数(休学中の生徒を含む。)を入力すること。
- (2) 「大阪府内に住所を有する者②」の欄には、「在学生徒数①」のうち、生徒及びその保護者等が大阪府内に住所を有する生徒の数を入力すること。
- (3) 「就学支援金の支給を受ける者③」の欄には、「在学生徒数①」のうち、当該年度において就学支援金の支給を受ける、又は、就学支援金を受けた生徒の数(当該年度1年間、継続して就学支援金の支給を停止している者は除く。)を入力すること。
- (4) 「授業料(7)」の欄には、学則等で「授業料」として表示する費用の額(年額)を入力すること。
- (5) 「7以外の経常的納付金(4)」の欄には、学則等で「授業料」として表示するもののほか、施設整備費、教育充実費その他名目の如何にかかわらず、原則、在籍する全ての生徒が一律に納付すべき費用(P.T.A会費等の設置者以外の者が管理する費用や、修学旅行積立金等の実費相当分に該当する費用は除く。)の額(年額)を入力すること。
- (6) 学科・コース等によって「授業料(1単位あたり)(7)」又は「7以外の経常的納付金(4)」の額が異なる場合は、額ごとに入力すること。





3-1 授業料支援補助対象経費 集計表

設置者名	0	法人番号	0
学校名	0	学校番号	0

〔通信制課程〕(旧制度) (就学支援金旧制度) ※平成23年度～平成25年度入学の者のみ記入すること

項目 年次	在学生徒数 (基準日時点)			③の生徒の 登録単位数	授業料		標準授業料の 額 [指定要綱 第2条第3号]	授業料の額 [第3条第2項] ウ≥I=I ウ<I=ウ	授業料支援補助対象				
	①	②	③		授業料 (1単位あたり) (7)	7以外の 経常的納付金 (4)			所得 区分	補助限度額	生徒数	補助金申請額 (F)	
	人	人	人	単位	円/1単位	円/年間	円/人	円/人	円/人		円	人	円
1 年 次										A	1,532	0	0
										B	2,814	0	0
										C	5,220	0	0
										D	-	0	0
										1年次計		0	0
2 年 次										A	1,532	0	0
										B	2,814	0	0
										C	5,220	0	0
										D	-	0	0
										2年次計		0	0
3 年 次										A	1,532	0	0
										B	2,814	0	0
										C	5,220	0	0
										D	-	0	0
										3年次計		0	0
合 計	0	0	0	0						A	1,532	0	0
										B	2,814	0	0
										C	5,220	0	0
										D	-	0	0
										合計		0	0

【注記】

- (1) 「在学生徒数①」の欄には、基準日（毎年10月1日。ただし、卒業時期が9月30日である生徒については、卒業年度に限り9月30日）時点に在籍する生徒の数（休学中の生徒を含む。）を入力すること。
- (2) 「大阪府内に住所を有する者②」の欄には、「在学生徒数①」のうち、生徒及びその保護者等が大阪府内に住所を有する生徒の数を入力すること。
- (3) 「就学支援金の支給を受ける者③」の欄には、「在学生徒数①」のうち、当該年度において就学支援金の支給を受ける、又は、就学支援金を受けた生徒の数（当該年度1年間、継続して就学支援金の支給を停止している者は除く。）を入力すること。
- (4) 「授業料(7)」の欄には、学則等で「授業料」として表示する費用の額（年額）を入力すること。
- (5) 「7以外の経常的納付金(4)」の欄には、学則等で「授業料」として表示するもののほか、施設整備費、教育充実費その他名目の如何にかかわらず、原則、在籍する全ての生徒が一律に納付すべき費用（PTA会費等の設置者以外の者が管理する費用や、修学旅行積立金等の実費相当分に該当する費用は除く。）の額（年額）を入力すること。
- (6) 学科・コース等によって「授業料（1単位あたり）(7)」又は「7以外の経常的納付金(4)」の額が異なる場合は、額ごとに入力すること。

3-2 授業料支援補助対象経費算定表

設置者名	0	法人番号	0
学校名	0	学校番号	0

[通信制課程]

(旧制度)(就学支援金旧制度)  
※平成23年度～平成25年度入学の者のみ記入すること

28年度のランクを入力  
(フルダウンか全角大文字)

29年度のランクを入力  
(フルダウンか全角大文字)

(単位:円)

連番	就学支援金認定番号	年次 (1単位あたり)	単位数		授業料等					1単位あたりの補助限度額					支援補助金 限度額 (年間) L×B'	授業料の額 (第3条第2項) F≥G=C F<G=F	Fに係る給 付型奨学金 又は授業料 減免等の額	第6条第1 項に規定す る当該減免 額	当該年度に おいて受給 する就学支 援金の額	授業料の 実質負担額 (M)-(O)-(P)	補助金申請額 (R)≥(L)-(I) (R)<(L)-(R)	備考		
			登録 単位数	補助対象 (30単位)	年間授業料 [3-1(7)] A×B'	施設整備費 等	生徒 在籍 期間	授 業 料 [要綱第3条(1)] (C+D)×E/12	標準授業料 [指定要綱第2 条(3)] ⑩10,032円×B'	前々年度		前年度		補助限度額 [H×3/12+ I×9/12]									転退学等 調整額	計 J+K
										所得 区分	授業料支 援補助金	所得 区分	授業料支 援補助金											
		(A)	(B)	(B')	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)			(H)	(I)	(J)	(K)	(L)	(M)	(N)	(O)	(P)	(Q)	(R)	(S)	
合	計		0	0	-	-	-	0	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

[注記]

- 行が不足する場合は、空白行【コピー】の上、【コピーしたセルの挿入】により行を追加すること。
- 「就学支援金認定番号」の欄には、「高等学校等就学支援金受給資格認定番号」を入力すること。
- 「単位数」の「登録単位数(B)」欄には、生徒の年間登録単位数を入力すること。なお、このとき、「補助対象(30単位)(B)」欄は、年間の補助対象単位数である30単位を上限に自動計算。
- 授業料等における「施設整備費等(D)」の欄には、「3-1 授業料支援補助対象経費集計表」の「A以外の経常的納付金(I)」の額(年間)を入力すること。
- 授業料等における「生徒在籍期間(E)」の欄には、平成29年度(H29.4.1-H30.3.31)の生徒の在籍期間(見込み)を入力すること。
- 1単位あたりの補助限度額の前々年度収入の「所得割額」の欄は、保護者等の前々年度収入に基づく「市町村民税所得割額の合計」を入力すること。
- 1単位あたりの補助限度額の前年度収入の「所得割額」の欄は、保護者等の前年度収入に基づく「市町村民税所得割額の合計」を入力すること。
- 転退学や休学等による就学支援金の受給状況の変化や、保護者等の離婚等による所得区分の変更に伴い、補助限度額の調整が必要な生徒は、「3-3 補助限度額調整額内訳」を作成すること。
- 「授業料(F)」の欄には、当該生徒に係る第3条第1項に規定する授業料の額を入力すること。なお、当該生徒が転退学や休学等をする場合や所得区分「D」に該当する場合は、当該月数分について月割計算(円未満に端数が生じる場合は、円未満切り捨て)により減額調整すること。(※自動計算)
- 「標準授業料の額(G)」の欄には、指定要綱第2条第3項に規定する標準授業料の年間(30単位を上限)を入力すること。なお、当該生徒が転退学や休学等をする場合や所得区分「D」に該当する場合は、当該月数分について月割計算(円未満に端数が生じる場合は、円未満切り捨て)により減額調整すること。(※自動計算)
- 「Fに係る給付型奨学金又は授業料減免等の額(O)」の欄には、生徒が納めるべき「授業料(F)」に対し、給付型奨学金又は授業料の減免等を実施している場合はその額を入力すること。なお、月割計算等により円未満に端数が生じる場合は、円未満を切り上げる。
- 「当該年度において受給する就学支援金の額(Q)」の欄には、当該年度において、生徒が受給する「就学支援金」の額を入力すること。
- 「備考」の欄には、転退学や休学等による就学支援金の受給状況の変化や、保護者等の離婚等による所得区分の変位がある場合には、その内容(理由及び日付など)を簡潔に入力すること。



3-1 授業料支援補助対象経費 集計表

設置者名	0	法人番号	0
学校名	0	学校番号	0

【通信制課程】(旧制度) (就学支援金新制度) ※平成26年度～平成27年度入学の者のみ記入すること

項目 年次	在学生徒数 (基準日時点) ①	①のうち、大阪府 内に住所を有する 者 ②	①のうち、就学支 援金の支給を受け る者 ③	③の生徒の 登録単位数 ④	授業料 (1単位あた り) (7)	7以外の 経常的納付金 (イ)	授業料 [第3条第1項] 7+(イx3/74) (ウ)	標準授業料の 額 [指定要綱 第2条第3号] (エ)	授業料の額 [第3条第2項] ウ≥エ=エ ウ<エ=ウ (オ)	授業料支援補助対 象			
										所得 区分	補助限度額	生徒数	補助金申請額 (F)
	人	人	人	単位	円/1単位	円/年間	円/人	円/人	円/人		円	人	円
1 年 次										A	1,532	0	0
										B	1,532	0	0
										C 1	2,814	0	0
										C 2	5,220	0	0
										D	-	0	0
										1年次計		0	0
2 年 次										A	1,532	0	0
										B	1,532	0	0
										C 1	2,814	0	0
										C 2	5,220	0	0
										D	-	0	0
										2年次計		0	0
3 年 次										A	1,532	0	0
										B	1,532	0	0
										C 1	2,814	0	0
										C 2	5,220	0	0
										D	-	0	0
										3年次計		0	0
合 計	0	0	0	0						A	1,532	0	0
										B	1,532	0	0
										C 1	2,814	0	0
										C 2	5,220	0	0
										D	-	0	0
										合計		0	0

【注記】

- (1) 「在学生徒数①」の欄には、基準日(毎年10月1日。ただし、卒業時期が9月30日である生徒については、卒業年度に限り9月30日)時点で在籍する生徒の数(休学中の生徒を含む。)を入力すること。
- (2) 「大阪府内に住所を有する者②」の欄には、「在学生徒数①」のうち、生徒及びその保護者等が大阪府内に住所を有する生徒の数を入力すること。
- (3) 「就学支援金の支給を受ける者③」の欄には、「在学生徒数①」のうち、当該年度において就学支援金の支給を受ける、又は、就学支援金を受けた生徒の数(当該年度1年間、継続して就学支援金の支給を停止している者は除く。)を入力すること。
- (4) 「授業料(7)」の欄には、学則等で「授業料」として表示する費用の額(年額)を入力すること。
- (5) 「7以外の経常的納付金(イ)」の欄には、学則等で「授業料」として表示するもののほか、施設整備費、教育充実費その他名目の如何にかかわらず、原則、在籍する全ての生徒が一律に納付すべき費用(PTA会費等の設置者以外の者が管理する費用や、修学旅行積立金等の実費相当分に該当する費用は除く。)の額(年額)を入力すること。

(6) 学科・コース等によって「授業料（1単位あたり）(7)」又は「7以外の経常的納付金(イ)」の額が異なる場合は、額ごとに入力すること。

3-2 授業料支援補助対象経費算定表

設置者名	0	法人番号	0
学校名	0	学校番号	0

[通信制課程]

(旧制度)(就学支援金新制度)  
※平成26年度～平成27年度入学の者のみ記入すること

28年度のランクを入力  
(フルダウンか全角大文字)

29年度のランクを入力  
(フルダウンか全角大文字)

(単位:円)

連番	就学支援金認定番号	年次 (1単位あたり)	単位数		授業料等					1単位あたりの補助限度額					支援補助金 限度額 (年間) L×B'	授業料の額 (第3条第2項) F≥G=C F<G=F	(F)に係る給 付型奨学金 又は授業料 減免等の額	第6条第1 項に規定す る当該減免 額	当該年度に おいて受給 する就学支 援金の額	授業料の 実質負担額 (M)-(O)-(P)	補助金申請額 (R)≥(L)-(I) (R)<(L)-(R)	備考		
			登録 単位数	補助対象 (30単位)	年間授業料 [3-1(7)] A×B'	施設整備費 等	生徒 在籍 期間 (C+D)×E/12	授 業 料 [要綱第3条(1)] (C+D)×E/12	標準授業料 [指定要綱第2 条(3)] ⑩10,032円×B'	前々年度		前年度		補助限度額 [H×3/12+ I×9/12]									転退学等 調整額	計 J+K
										所得 区分	授業料支 援補助金	所得 区分	授業料支 援補助金											
		(A)	(B)	(B')	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)			(H)	(I)	(J)	(K)	(L)	(M)	(N)	(O)	(P)	(Q)	(R)	(S)	
合	計		0	0	-	-	-	0	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【注記】

- 行が不足する場合は、空白行【コピー】の上、【コピーしたセルの挿入】により行を追加すること。
- 「就学支援金認定番号」の欄には、「高等学校等就学支援金受給資格認定番号」を入力すること。
- 「単位数」の「登録単位数(B)」欄には、生徒の年間登録単位数を入力すること。なお、このとき、「補助対象(30単位)(B)」欄は、年間の補助対象単位数である30単位を上限に自動計算。
- 授業料等における「施設整備費等(D)」の欄には、「3-1 授業料支援補助対象経費集計表」の「A以外の経常的納付金(I)」の額(年間)を入力すること。
- 授業料等における「生徒在籍期間(E)」の欄には、平成29年度(H29.4.1-H30.3.31)の生徒の在籍期間(見込み)を入力すること。
- 1単位あたりの補助限度額の前々年度収入の「所得割額」の欄は、保護者等の前々年度収入に基づく「市町村民税所得割額の合計」を入力すること。
- 1単位あたりの補助限度額の前年度収入の「所得割額」の欄は、保護者等の前年度収入に基づく「市町村民税所得割額の合計」を入力すること。
- 転退学や休学等による就学支援金の受給状況の変化や、保護者等の離婚等による所得区分の変更に伴い、補助限度額の調整が必要な生徒は、「3-3 補助限度額調整額内訳」を作成すること。
- 「授業料(F)」の欄には、当該生徒に係る第3条第1項に規定する授業料の額を入力すること。なお、当該生徒が転退学や休学等をする場合や所得区分「D」に該当する場合は、当該月数分について月割計算(円未満に端数が生じる場合は、円未満切り捨て)により減額調整すること。(※自動計算)
- 「標準授業料の額(G)」の欄には、指定要綱第2条第3項に規定する標準授業料の年間(30単位を上限)を入力すること。なお、当該生徒が転退学や休学等をする場合や所得区分「D」に該当する場合は、当該月数分について月割計算(円未満に端数が生じる場合は、円未満切り捨て)により減額調整すること。(※自動計算)
- 「Fに係る給付型奨学金又は授業料減免等の額(Q)」の欄には、生徒が納めるべき「授業料(F)」に対し、給付型奨学金又は授業料の減免等を実施している場合はその額を入力すること。なお、月割計算等により円未満に端数が生じる場合は、円未満を切り上げる。
- 「当該年度において受給する就学支援金の額(Q)」の欄には、当該年度において、生徒が受給する「就学支援金」の額を入力すること。
- 「備考」の欄には、転退学や休学等による就学支援金の受給状況の変化や、保護者等の離婚等による所得区分の変位がある場合には、その内容(理由及び日付など)を簡潔に入力すること。



3-1 授業料支援補助対象経費 集計表

設置者名	0	法人番号	0
学校名	0	学校番号	0

【通信制課程】（新制度）（就学支援金新制度） ※平成28年度以降入学の者のみ記入すること

項目 年次	在学生徒数 (基準日時点)			③の生徒の 登録単位数	授業料		標準授業料の 額 [指定要綱 第2条第3号]	授業料の額 [第3条第2項] ウ≥I=I ウ<I=ウ	授業料支援補助対象				
	①	②	③		授業料 (1単位あたり) (7)	7以外の 経常的納付金 (4)			所得 区分	補助限度額	生徒数	補助金申請額 (F)	
	人	人	人	単位	円/1単位	円/年間	円/人	円/人	円/人		円	人	円
1 年 次										A	1,532	0	0
										B	1,532	0	0
										C	2,814	0	0
										D	-	0	0
										1年次計		0	0
2 年 次										A	1,532	0	0
										B	1,532	0	0
										C	2,814	0	0
										D	-	0	0
										2年次計		0	0
3 年 次										A	1,532	0	0
										B	1,532	0	0
										C	2,814	0	0
										D	-	0	0
										3年次計		0	0
合 計	0	0	0	0						A	1,532	0	0
										B	1,532	0	0
										C	2,814	0	0
										D	-	0	0
										合計		0	0

【注記】

- (1) 「在学生徒数①」の欄には、基準日（毎年10月1日。ただし、卒業時期が9月30日である生徒については、卒業年度に限り9月30日）時点に在籍する生徒の数（休学中の生徒を含む。）を入力すること。
- (2) 「大阪府内に住所を有する者②」の欄には、「在学生徒数①」のうち、生徒及びその保護者等が大阪府内に住所を有する生徒の数を入力すること。
- (3) 「就学支援金の支給を受ける者③」の欄には、「在学生徒数①」のうち、当該年度において就学支援金の支給を受ける、又は、就学支援金を受けた生徒の数（当該年度1年間、継続して就学支援金の支給を停止している者は除く。）を入力すること。
- (4) 「授業料(7)」の欄には、学則等で「授業料」として表示する費用の額（年額）を入力すること。
- (5) 「7以外の経常的納付金(4)」の欄には、学則等で「授業料」として表示するもののほか、施設整備費、教育充実費その他名目の如何にかかわらず、原則、在籍する全ての生徒が一律に納付すべき費用（PTA会費等の設置者以外の者が管理する費用や、修学旅行積立金等の実費相当分に該当する費用は除く。）の額（年額）を入力すること。
- (6) 学科・コース等によって「授業料（1単位あたり）(7)」又は「7以外の経常的納付金(4)」の額が異なる場合は、額ごとに入力すること。



